京城新報

支那時局談（承前）　澤代議士

▲話題は又袁に移る　が袁は南北双方から非常に排斥されて居る所謂南北共排袁觀念の一致に就ては毫も異りはない今試みに排袁の觀念に就て南方側の所說を聞くと『袁は斷じて共和主義者に非ず其の非共和主義者を大總統に推奉せしは之れ確かに袁の手段に乘せられたるものなり革命の本旨に悖ることたるや言ふ迄もなし、されば今回の共和なるものは實のところ僞共和なり』而して此の言は重もに革命黨に努力した日本の志士に依つて稱へられて居る又北方側の言ふところは『袁は眼中に社稷黎庶なき野心家にして勤王の心は毫もあるなし、さればとて又共和主義者にも非じ即ち袁は猾延の賊にして

▲同時に共和の賊也　斯かるものをして新政府の大權を把握せしむるは國家の大患なり』とかいつて居る這間の消息は充分に支那の眞相を知るべき外交上の或るものを宿して居るので此の事は既に公然の秘密となつて居る、由之觀是從來の南方革命黨の間には虛名を以て足れりとするものと實を得んとして焦慮して居るものとの二大暗流のあることは爭ふべからざる事實である、されば必ずや近き將來に於て純革命派に依つて第二の革命亂が持ち上りはしまい乎而已ならず前述の如く南北の兩派が排袁に一致し居るに於てをや、淵の爲めに魚を驅るものは獺である袁は確かに南北兩派より見たる獺であるまい乎、而して又昨今は盛んに滿蒙の獨立が稱へられて居るが此の

▲滿蒙の獨立は表面　は舊思想の勤王心に胚胎して居るやうに思はれゝが其の實は然らずで目指すところは排袁觀念の前兆に外ならぬのである、要するに袁は前にも述べた如く清廷の賊にして又共和の賊である我が外交當局者は此の點大に深思遠慮して對清政策を立て緊褌一番シッカリと身を構へて土俵に上らぬと飛んだ苦手の下に見苦しい敗北を見列國の嘲笑を招くやうなことになるそれから

▲朝鮮總督府の施政　方針に就ては胸中大に意見の熱するありだがウッカリ饒舌つて累を貴紙に及ぼし發行停止の災難にでも遭はせると氣の毒だから何れ機を見て話すことにしやう云々（完）

平凡語　キートコ生

◎本年に入りてより我京城は祝融子に見舞はるゝ事頻繁である、幸に大事、即其都度延燒區域の擴大せらるゝ事なくして鎭火したるは不幸中の幸である此れ一に消防諸君、兵士、警察官等の活動が銳いであるからである、大に謝さねばならぬ。

◎玆に一つ僕の不足に感ずるのは非常報知機關の缺闕である、先年既に我紙は此事を書いて當局の注意を促したのは讀者の知らるゝ通りだ、然るに當局者は何と思つてか之れを實行しない。

◎是と云ふも現在の京城はモウ日本であると云ふことがヨーク頭腦に入つて居らぬ爲だらうが夫れが宜しくないよ、京城は、イヤ朝鮮は日本の內ですよ、エ、判つて居るど當然だ此所迄云つて判らねば莫迦だよ。

◎其所でと、判つて居るのに何故實行しないかと云はゞ此に依つて自分達が不便危險を感じない故である、忠實なる郵便局は大官の邸宅へは其度毎に通知するのだもの、併し自分等が不自由を感じないからと云つて打棄て丶顧みないのは爲政者の心掛としてはゼロだ

◎東拓の白蟻件重役連は過日の本紙三面記事を見てから急に反抗心を起して爾來人夫を增して地形工事を督勵して居るが名和昆蟲博士の研究を要するものだ。

◎總督の御病氣は膓うも思はしくないとの事だ。其雛子を殺したのは庸醫菊池某である『心配させまい』と云ふ婦人の仁に學んで終生の根を懷いて逝かしめた。幸に我森安博士は其樣新聞に『直に全癒ます』の語に安んじて可なりだ。

外事一束

▲獨帝　社會黨出身帝國議會第一副議長が皇室の舊慣たる謁見顧に署するを拒絕したるを以て宰相の同意を得て議長及び第二副議長に謁見を拒絕す

▲英獨　協商に關し英國諸新聞該交渉を是認し差當り政治上に一致せよと云

▲露國　の飢饉は歐羅巴地方高加索及中央亞細亞の大部分に冬季收穫の見込▲皆無なる爲め形勢益不穩となり農民豪家に發砲して平等主義を絕叫すと

▲墺國　新外相任命は政策に何等變更を來さゞると共に墺露の接近を意味す

▲東清　鐵道烏蘇里線改築計劃中ニコリスク浦鹽間複線敷設着手を第一とす

▲西國　佛國の例に倣い摩洛哥に於ける勢團範圍內の稅關監督問題に關して

▲諮問　に應せしむる爲め佛西聯合委員を任命すべしとの英の提案に同意す

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可からず

明治四十五年紀元二千五百七十二年
本紙定價　▲一枚金二錢▲一ヶ月前金三十錢▲三ヶ月前金九十錢▲六ヶ月前金一圓八十錢▲郵稅一ヶ月十五錢
月曜日及び大祭日の翌日は休日（日刊）
廣告料金　▲五號活字十七字詰一行金六十錢▲特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢
發行兼編輯人　高木久馬太
印刷人　松久神一郎
發行所　京城西小門通　京城新報社　電話六六三番　振替口座京城四五六番
仁川支局　仁川宮町三丁目　電話二一一番
東京支局　東京市京橋區南佐柄木町七番地

梁川庄八　小金井蘆洲演

第百十回

梁川庄八見物の中より雷鳴の如き大音擧げ庄『神は非禮を受けずと聞けり、然るに高の知れたる鹿一疋を殺したればとて、十五未滿の子供を仕置に行ふて明神の神慮を慰めるとは何事ぞ、興福寺の坊主共勅願寺を笠に被て、却つて神慮に背き勝手我儘なる掟を設けて、罪是なき子供を石子責に行ふとは、極悪非道此上もなし、若し其子を穴に打込まば興福寺の坊主は勿論役人とても容赦はならぬぞ斯申す某は、奧州仙臺の破牢の浪士梁川庄八正國なり』と呼はる聲は見物の耳を突拔くばかり、一同振返つて見れば其身の丈けは六尺餘の兩眼血走り渡つて鬢髮震い動き、男氣頭上に立昇りたる其形相恐ろしなんど云ふばかりなし、件の荒武者は脇目も振らず山の如き群集を押分け掻分け刑場の中に飛込んで疾風の如く穴の邊りに駈付け兵吉を抱へたる役人の襟髮引取つて股間に狹むよと見へしが、早くも左の手は刀の鯉口を解げ、右の手は柄元に掛けて興福寺の法師を睨とみ付けた、時に奈良奉行後藤內記の名代も固より腹の中にては、此小伜の命を助けたいと云ふ考へは十分持て居るのみならず、何しろ見物一同は雛子屓に同情を表して騷き騷ぐ有樣はどんな椿事が出來するやも計り難き模樣でございますそこで彼の狼藉者が繩張の中に踏込んだと云のも畢竟兵吉の一命を助けたいと云一念凝て飛込んだ次第であろうして見ば深く咎むる廉もないとて其儘棄置心ば強ち庄八の權幕に恐たばかりでもございません之に引換へて興福寺の法師等は太に憤り法『何處の浪人者ぞ大切な刑場の繩張內に無斷に跳入しは正しく狼藉者に相違なし何故奈良奉行の出役は此狼藉者を取押へぬか』と呼はれども有繋に庄八の權幕に恐れてか強て迫ることも出來ず、出役の樣子如何にと片唾を呑みその顏のみ見詰めて居ります、其時に庄八は大音を擧げて庄『我等は奧州仙臺の浪人梁川庄八と申す者なり、此繩張りの中に無斷で踏み込みし廉は後日奈良奉行の役宅に於て潔く處刑を受くるであろう、拙者が無斷で、此の繩張り內に跳り入りしは必竟此小伜の命を助けんと云ふ心底より出でしこと、處刑に就くは固より覺悟の前なり、开は後日の談として貴僧等は飽までも柔和を旨とし慈悲を本意として衆生を濟度するのが其本分ではござらぬか假令罪を犯せし者なりとも寺中に逼込みて圍ひを請ふ時は飽まで之を助くると云ふのが出家沙門の本意に非ずや、我れ聞く國法を司る奈良奉行さへ十五才未滿の小供を殺すに忍びずとてそれ〳〵興福寺へ內談に及びしも、却つて慈悲を旨とする法師等が之を肯んせず、強て石子詰の刑に行はんとてしば〳〵督促せしとは何事ぞ、夫れ神は非禮を受け給はず、春日明神の愛し給ふ鹿を殺したればとて、萬物の靈長たる人間を死刑に行ふとは以つて外の僻事なり、人豈に禽獸と同じからんや、眞實人を死刑に行ふのが春日明神の神意とあらば、明神は殺伐を好む荒神にして、邪神乃至は魔神とも云ふべきもの、又各々方が此子を飽迄處刑にしなければならぬと云はゞ、拙者も此場に於て飽まで各々方に張合い、腕の續く限り力のあらん限り、又は目釘の續くだけ斬て〳〵斬捲り、屍の山を築きたる其上にて、切腹致して五臟六腑を明神の拜殿に投付けん、斯ても尚殘忍非道なる此石子詰の刑を行はんとするかいざ御返答承はらん』と呼はれば見物は之までは鳴を鎭めて容子如何にと窺ふて居りましたが、庄八の云ふ處尤至極と思ひましたるか、異口同音に聲を擧げて梁川庄八の言葉に左袒し、興福寺の僧侶を罵る聲暫時は鳴も止まざりける、折柄後藤內記は斯と聞より早馬にて其場に乘込み、梁川庄八に向ひ內『其許は何者なるか、假令石子詰の罪人を助けんとの一心より、此場に踏込んだにもせよ、無斷にた處刑場へ踏入つたる段其罪是れなしとも云はれぬ、併し一旦處刑を妨げられしからは今日は此處刑を猶豫し、拙者より此趣きを關東に上申する所存、就ては此罪人は速に拙者へ引渡さるゝやう、且つ此一件落着致すまでは、其許が此地を出立することは拙者に於て差止める、是までの旅宿は何處なるか其旅宿に追ての沙汰あるまで謹愼して居らるゝやう言渡しました

寃罪廣告

明治四十四年十二月京城古市町京都灰岩初田支店初田彌三郎より拙者に對し脅信橫領の罪ごして事實無根の件訴に及び刑事上の責任者として無分別にも拙者の信用ご名譽を毀損せしめんとしたる事件に關し漸く世人の誤解を促し來りたるも素より捏造せるの無根の事なれば拙者に於ては何等痛痒を感せさるのみならず一件證據書類を警務總監部に提出し放任せし處其后一應の取調べもなく一昨二十日境檢事より全く理由なきものとして不起訴に終りたるを以て更に告訴人初田彌三郎に對し名譽回復損害賠償の訴訟を提起すべく決心爲したれども既に常識を逸したる場合血緣の情を以てこれが反省を促がし置き傍ら一般世人の誤解を招かざる樣右急告候也

明治四十五年二月廿二日
京城古市町六番戸ノ九　長谷川和三郎

北京特電

▲首府問題と北京 袁世凱は南京側代表者に對し北京を首府とする理由に就き左の宣言をなせり
一、今遷都せば在北京の各國公使館は其の家屋の賠償を要求せん
二、北京は滿蒙回藏に近く撫育に便なり
三、北京は官署完備し南京に於けるが如き新築費を省き得べし
四、若し遷都せば四萬の軍人叛亂すべし
五、支那皇室を監視するに便なり

▲日獨武器優劣 段貴瑞は官革兩軍が日本及獨逸より購入せる武器を調査し陸軍部會議に意見書を提出したり其要旨は武漢戰の當初革命軍の使用せしは獨逸製にして官軍のは日本品なり而して南京戰爭の際革命軍は日本より武器を輸入し大に威力を示し終に南京城を陷落せしめたり之に依つて見るも兵器は日本に學ばざる可らず中華民國は今後日本技師を招聘せざる可らずと論せり

▲袁對日策苦心 袁大總統は對日本策確立に就き苦心し居り

東京電報

▲民國借款問題 皇帝退位後の民國借款問題は全速力を以て解決せらるべき形勢なりしが就中招商局財產及營業を擔保とする借款は列國資本家が等しく垂涎措ざる處なりしも右は日本郵船の上海支店長が逸早く假契約を爲し優先權を占め居れるものにて當初郵船會社自ら債主の名義ありしも招商局は其財產を擔保として其營業の監督權を與へたるより郵船會社の方針としては妥當ならざるの感あり依つて我國の資本團に移さんとの意を洩したるより東亞興業會社の如きは熱心に運動し山本權相も斡旋しつゝあれば近日中相當の處迄進捗するに至るべし

▲支那問題同志會 支那問題の進展に伴ひ帝國の位置として一層是が看視、指導を怠る可らざる時期に達せるより政黨各派各團体は聯合一致して、二十四日采女町精養軒に聯合同志大會を開く筈なり

▲東京市の債券 東京市々債八千九百九十七萬圓は二十一日紐育二十二日倫敦及び巴里にて何れも發行せり

▲唐紹怡上海發 孫逸仙黎元洪の代表者唐紹怡一行は二十一日上海發海路北京に向ふ

雜報

●現在許可鑛區數 朝鮮全道に於ける四十四年十二月末現在許可鑛區數を聞くに京畿道鑛業十六砂金二十九忠淸南道同三十同二十五忠淸北道同三十三同三十五全羅南道同七同七全羅北道同九同五慶尙南道同二十五同六慶尙北道同四十七同二十三江原道同二十五同二十七黃海道同四十三同十二平安南道同五十四同四十一平安北道同百五十九同四十一咸鏡南道同四十七同二十九咸鏡北道同二十一同五合計鑛業五百十六砂金二百八十六なりといふ

●漁業組合規則要項 二十三日總督府令を以て漁業組合規則十四ヶ條を發布せり其の要項左の如し
組合は漁業令十六條によりて設立するものにして組合の地區は面又は部落の區域により特別の事情の外重複を許さゝる事▲漁業組合なる名稱を用ゆべき事及本組合外に同名稱を用ゆるを許さゝる事▲組合設立は區域內の漁業者三分の二以上の同意を以て定めたる組合規約及豫算及賦課方法を具して出願すべき事及特別の事情によりて區域內漁業者の一部間に組合を組織するを得る事▲組合總會の選任にて組合長及互選の監事を置く事▲豫算及賦課方法、基金支出、利用方法及除名等は地方長官、起債及償還、規約の變更、組合解散は總督の認可を受けざれば効力なき事▲本組合にあらずして名稱を用ひ又は組合を設立して加入せざる者は二百圓以下の罰金又は科料に處す基金積立を爲さず又は不當に之を支出したる時は其の役員又は淸算人の處罰又同じ▲本令は漁業法施行の日より之を施行す本令施行前設立せる組合は施行後六日間に組合設立の許可を願出し許否處分を受くる迄は從前の例によ る等なり

●水產組合規則要項 二十三日付總督府令を以て水產組合規則二十九個條を公布す、漁業組合規則と大同小異なるが其の特殊の點を擧ぐれば左の如し
▲組合は營利事業を爲す事を得ざる事▲組合員の三分の二以上の同意を以て定款（漁業組合は規約）を作るべき事▲組合長監事の外理事を置く事此の役員は組合總會に於て選任する事▲組合に於ける役員の任免は地方長官の認可を受くる事及必要により地方長官は之を任免し得る事▲總會に代るべき總代會を設立するを得る事▲總督は定款の變更又は組合の解散を命じ得る事▲總督の許可を受けて聯合會を設くるを得る事▲組合の證票若くは檢查證を營業品に僞りて附したるとき其他に付罰金二百圓▲本令は同じく漁業令施行の日に施行し▲從來の水產組合は本令により定款を變更し本令施行の日より三月內に總督に認可を申請すべき事

●京元線工事狀況 京元線の工事は龍山元山の兩方面より目下着手中なるが龍山方面に於ける土工橋梁及隧道工事は漣川鐵原間（十四哩九分）及鐵原平康間（十三哩二分）の何れも昨今結氷中なるを以て工事を中止し僅かに漢灘江の架橋工事は架桁置場及『トラベラー』組立中のみ而して軌道の敷設され建築列車の運轉するは龍山起點二十八哩七十鎖なりと云ふ次に元山方面は漸く元山、元山里間三哩一分の內六分二厘通りの用地を買收したるのみにして目下結氷のため工事を中止するの止むなきため土工等は未だ工程を記する程進捗せすと云ふ

●平北の黑鉛產額 平安北道に於ける黑鉛採掘最近狀況を聞くに該地方に產する鱗狀黑鉛は品質優良にして固定炭素百分の九十乃至九十五に達し目下一ヶ月の生產は坩堝用五十噸粉末用三十噸に過ぎず其の價額は坩堝用一噸二百七十圓粉末用一噸百二十圓前後を以て取引せられ總計一ヶ月の生產額は二萬圓前後を示しをるに過ぎざるが是れ黑鉛は未だ海外輸出の途開けざる爲め同道內に於ける七十の許可鑛區中現に採掘を行ひつゝあるは僅に十四五ヶ所なるの結果にして輸出販路擴張と共に採掘鑛區を增加するに至らば一ヶ年百萬圓以上の生產は纔に之れを見るを得べしと

●山縣總監の歸任期 目下上京中なる山縣政務總監は來る三月一二日頃歸任すべしと云ふ

●短期蠶業講習開始 京畿道廳勸業課にては愈來る廿七日より管內仁川府を除く各府郡に對つて順次短期蠶業講習會を開始し蠶業上の講話及び講習を行ひ蠶業思想の普及を計ること、なりしが右講習生に配付すべき日鮮文の蠶業講義錄千六百部は目下印刷中

●週間の手形交換高 本月十二日より十七日に至る京城手形交換所に於ける手形交換枚數四千六百四十一枚にして右金額百四十一萬八千五百二十五圓なりと

●上田大將送別會 元朝鮮駐剳軍司令官上田大將の送別會に付ては豫て宇佐川男爵明石柴の兩少將李秉武子等の發起にて準備中なりしが愈々二十四日午後六時三十分より花月樓に於て盛大なる送別會を催すと

懸賞論文募集

半島鑛業振興策

募集規定

一 懸賞金壹百圓
一 右は當選論文發表と同時に當該論文寄稿者へ贈呈すべし。
一 文章は論文体言文一致体何れにても宜敷成べく平易簡明なるを可とす。
一 當選論文の決定は本社爲囑鑛業關係諸大家の審判に因るものとす、而して當選論文の數は一篇とす。
一 應募締切期限は來る三月一日とす
一 當選論文の發表は來る三月十日の本紙上に於て爲すものとす。
一 當選論文の發表は寄稿者の御希望に因り本名匿名何れになすも妨げなし但し匿名を要せらるゝ方と雖本社に對しては住所氏名を明かに通じ置かるゝ事
一 應募論文は當選外のものと雖應募者へ返還せざる事。

附記 本懸賞は實際的鑛業振興策を募集するものなれば文章の巧拙は敢て問はざるものとす

京城新報社

●定例長官會議 二十三日午前十時より總督府に於て定例長官會議を開き倉富、石塚、池田、宇佐美、菊池、小松の各部局長官、明石警務總長、俵副總裁、小城鐵道局、鈴木度支部の兩局長官代理列席政務の打合せを爲し午後零時三十分散會したり

●官有財產の調査 總督府會計課にては今回慶尙南道に於ける官有財產の調査に從事せしむるため屬官二名雇員八名を二班に別ち二十四日當地出

●甘藷及馬鈴薯收穫と成績 昨年中京畿道管內に於ける甘藷馬鈴薯の總作附反別及收穫高は甘藷は總作附反別二十一町八畝五分總收穫高三萬七千五百〇五貫目馬鈴薯は總作附反別二十一町三反一畝收穫高四萬五千七百三十貫にして一反步に對する平均收穫高は甘藷二百〇六貫目馬鈴薯二百十五貫目なるが管內諸郡中甘藷栽培成績の最も良好なるを果川郡の一反步平均五百七十七貫竹山郡の五百貫永平郡の五百貫利川交河兩郡の四百貫宛にして馬鈴薯は利川郡の一反平均五百三十貫を第一とし水原郡の四百二十七貫竹山郡の四百貫永平郡の三百貫之れに次ぎ管內一二郡を除きては概して栽培良好なるを示しをれり而して其の京城府に於ける甘藷作付反別は一町三畝收穫高二千百十九貫一反別平均收穫高百七十貫馬鈴薯は作付反別六反收穫高六百十三貫一反別平均百〇二貫にして甘藷馬鈴薯共に成績不良にして管內平均收穫額に達せざるが是れ府管內に於ては纛島豆毛面の一部を除きては殆ど其地味の此等栽培に適せざるに由ると

●本年度の民團豫算編成方針 既報京城民團四十五年度の豫算は昨今各係りに於て編成中にて遲くも三月初旬迄には全部完了の豫定なるが聞くところに依れば右豫算は民團存廢問題の横はり居ることゝて之れといふ新事業は起さず至つて消極的の由なるが要するに昨年の豫算期と本年の同期とを比較すれば本年は戶數に於て二千五六百增加し從つて徴稅額も約五萬圓の增加を見るべく而して四十四年の豫算額は三十六萬圓なれば來年度は四十萬圓を超過すべしとのことなり

●民團當局徴稅辨明 民團徴稅の成績に就て近來種々の悲觀說を傳ふる者あるやにて民團當局者は語りて曰く右は決して爾かく憂慮すべきものにあらず從來の成績を調査するに每年度末現在に於ける當該年度の未納稅金は常に數萬圓に上るも此の未納金を以て直に缺損と誤認するは早計も亦甚しきものにて例年出納閉鎖期即ち六月末日迄には若干の缺損を生ずるに過ぎず況んや四十四年度分の未收稅金拾貳萬餘圓を以て直に歲入豫算（民團債を除き）參拾餘萬圓の三分の一强の缺損を生し居るものと爲すが如きは誤解の尤も甚しきものなり抑も拾貳萬餘圓の未收稅は一月末の調査にして當該年度內には其大部分の收入あるは確實にして殘額は其幾分に過ぎざる可し然るに目下の現狀を以て直に悲觀說を傳ふるは民團財政の實狀を知らざるものゝ誤解より生ぜしものならん云々

●商工調查會議事 京城商工調查會は既報の如く二十二日午後七時三十分京城商業會議所に於て開會され議案は既報一、京元鐵道開通後京城の受くる利害調查の件二、京城商業の勢力範圍並に今後の營業方針調查の件三、內地及朝鮮貨幣統一に關する調查の件四、瓦斯及電氣に關する調查の件五、舊韓國手形條例に依る鮮人使用の手形に關する件六、店員講話會開設及び店員名簿作成に關する件七、淸國視察團組織計畫に關する件等なるが一、二、及四の議案は委員附託となり三は懸案問題とし五、六の議案は決議を了して其の筋に建議及び申請することゝし七は前項記載の如く決定し十時三十分散會したりといふ

●淸國視察團と經費 京城實業家淸國視察團組織計畫の件は別項記載の如く二十二日開會の商工調查會に於て略ぼ決定したるが旅費は鐵道局の五割引を豫算して一名一等約二百圓を要する由なるも唯今日のところにては淸國の政變未だ測り知るべからざるものあるを以て出發期日を定むる能はず何れ機を見て發表すべしとのことなり

●民團委員會の開會 京城民團に於て豫て委員附託となり居りし隣接土地買收妨害に關する調查委員會は二十三日午後四時より同じく稅制調查委員會は二十四日午後一時より民團役所に於て開會さるべしといふ

●移入紙と鑑定價格 京城紙商組合にては朝鮮移入和洋紙類に對する稅關鑑定價格の高價に失する傾あり營業上不便少からざるを以て昨年十一月京城日本人商業會議所を經て京城稅關出張所へ右鑑定價格低下の願書を提出し京城稅關にては仁川稅關を經て度支部關稅課に該願書を提出したるが關稅課にては鑑定價格は其の性質上民間の時價を調査平均したる後にて之れが可否を決定せざるべからずとて爾來右調査中なりしが昨今にては大に其の調査の進捗したるものあり不日移入紙類價格鑑定標準の改正を見るべしと

●上泉司令官の入京 鎭海灣防備隊司令官上泉海軍少將は廿三日午前入京直ちに總督府に兒玉秘書官を訪ひ會談する處ありたり

●檜垣長官管內巡回 檜垣京畿道長官は來る廿六日午前六時三十分南大門出發振威、陽城、安城、竹山、陰竹、廣州の六郡に於ける各種の施設及民情等視察のため出張の筈なるが武田、神尾、西田、李の各書記隨行すべし日程は約九日なりと云ふ

●官營水道係の協議會 京城、仁川及平壤に於ける官營水道に關係ある吏員一同は廿三日より京畿道廳水道係內に集合し事務其他に關し協議會を開きしが二十四日を以て終了すべしと云ふ

●滿鮮直通列車乘客 二十二日午後八時三十分南大門發長春行列車には北京駐劄米國公使館付一等書記官ストレート氏夫妻外外人五名乘込み二十三日午前〇時二十分南大門着長春發の列車には外人一名乘込みたりと

公人私人

▲津輕英麿（李王職事務官） 二十六日頃歸任の筈
▲高義敬（同王世子附） 二十二日入京
▲中原鐵臣 二十二日午後內地より歸京せり
▲草刈雄治（技師） 天眞樓
▲前田昇（憲兵中佐） 浦尾旅館
▲神代信平（釜山局技師） 仁川へ

●半島鑛業振興上の意見（十六）

△淺野三井出張所長 曰く朝鮮鑛業振興の急務たることは更めて云ふの必要なく吾人が朝鮮產業開發と云ふ問題に想到するに至つて第一に念頭に浮ぶは農業であるが農業の開發には大に時間を要する例へば今日以上の農作物を得んには農具肥料の改良耕地整理等を行ひ而も其の効果は之れを數年の後に期せざるを得ぬが鑛業は之れに反して資本家が着手すれば直ちに生產を見ることが出來る其の富を增す上から言わば農業は滋養分を以て漸次身体の强壯を計る如く鑛業は興奮劑を以て急劇に身体の健康を企つるが如きものであるから此際農業の開發も度外視することは出來ぬが朝鮮鑛業の開發は實に國家の急務である朝鮮に於ける鑛山は既に發見されたるものも其數決して少しとせず鑛神は金銀銅鐵黑鉛等を主なるものとするが玆に朝鮮產業開發上最も不利なることは母國の資本を招致するに當つて母國に於ける鑛業家が母國には炭山多く金屬鑛山少き爲め金屬山に對する經驗に缺乏する結果朝鮮の鑛山經營に投資することを躊躇する傾向あることである而も斯の如き傾向は母國の金屬鑛業金屬精煉業の發達と共に漸次除去せらるべき運命を有するものゝ特に此際官民共に努力すべきは朝鮮に新に起るべき金屬山の研究で母國に於ては鐵は釜石金は佐渡九州といふ位ひで其の進步甚だ遲々たる觀あり自然金屬山專門の技術者にも甚だ乏しき爲め朝鮮鑛山の調査までが非常に不完全なる憾があるので今日迄朝鮮の主要金屬山は母國人未着手の間に外人に經營せらるゝに至つた即ち雲山稷山の金鑛甲山の銅鑛等悉く皆な然りと云ふ狀態であるので此際朝鮮鑛山に着手する者は小數な母國の技術者中より經驗ある者を撰び其の任に當らせると共に一方には金屬山の經營に堪ね得る者を養成せなければならぬ即ち朝鮮總督府も大に此點に意を致すと同時に今日未だ發見せられざる鑛山が鮮內地に甚だ多かるべきは確だから總督府に於て充分經驗ある技術者を鮮內地に派遣し鑛床調查を行はしめんことを希望するので既に農商工部に該計劃あるを聞き意を得たるを喜ぶ又た一方より考へると從來空權屋の爲め朝鮮が鑛業の發達を阻害されたことは如何にも少なからぬが此の弊を矯正する爲め當局に於ては鑛業出願者に對し嚴格な身元調査等の後許可する方針を採つて居るが元來深山奧深く入り込み幾多の艱苦を經て鑛物を發見することは余程大なる經費の下に所謂官廳事業として之れを試むるにあらざれば民間に於ては之れを遂行すること不可能であるのであるが往々何等の資本なき一個人が身命を賭し深山を踏査し鑛物を發見する所以の者は自己の艱難に對し報酬を得んとの意志に出づるに外ならず斯くして一個人に依り發見せられたる新鑛區が終に一資本家の手に歸することゝなるので今日若し資本なきものは其の發見鑛區に對し全然許可を與へられぬとなれば畢竟新鑛物の發見も減少する譯だから出願者に對しては無暗に許可すると云ふ數年前迄の當局の方針も贊成出來ぬが然りとて餘り嚴格なる矯正法も如何のものか此邊大に當局の熟慮を要すべきものであらう尙ほ最後に述ぶべきは既に金銀銅鐵の發見ある朝鮮故資本家が鑛山事業を計劃すると共に金銀の精煉所鐵の鎔造所等を朝鮮に設立することで精煉所鎔造所の設立は金屬鑛業の發達遲々たる內地に於てすら常陸精煉所明治鎔造所等の設立された爲め從來採掘不可能とされた十萬分の一位の金礦も尙ほ充分採掘が引合ふに至り金屬鑛業を發達せしめたに見ても如何に其の鑛業開發に資すること大なるか察せられる若し朝鮮で好地位の場所に此種のものを設立せらるゝなら朝鮮鑛山の採掘を獎勵し鑛業の振興を來すこと大なるものがあると信ずる。

▲京城手形交換高▼

	金高	枚數
二月廿三日	一圓二、八〇五、五九〇	三七六

▲茶袋▼

中華民國の袁大總統は對日本策に就て頗る苦心してをるとか彼にして誠意さへあれば別段日本に對して外交に心配する必要はない▲ツコが老獪にして機智に富める彼の事であるから、何か胸中に畫策して居るのであらう▲露國が蒙古に對する措置に付ても、民國は何等抗議を申込まぬとの事。果して然りとすれば、袁と露との間柄に臭い所がある我外務省たるものヌカらぬ樣に御用心々々▲京城商議發起の淸國視察團は商工調查會でも贊成をしたそうだが、其出發期が未だ決定せぬそうだ▲或人曰く、淸國視察團一人別旅費豫算がザツト二百圓を要するので、其に魂消てオイそれと出發期を決めぬのだと▲正可そんな事はあるまいが、先方の歡迎がドウだとか、コウだとか愚圖々々してをる中に釜山の方に先を越されるかも知れぬ。

短篇小説 見送り

（上）

汽車は出て行く煙りは殘る……
殘る烟りはしやくの種……

今しも明治四十五年二月六日の午前九時半發の、釜山直行列車が南大門驛を出る、其途端見送人に交つてる私が、プラットホームに唄ふたのである、別れを惜むに餘りにも彼行く人の顔打守るを、至情が過ぎたものと、私は思つて頭を垂れて唄つたので。

『あぶないから柱から中に引込んで居な』

見送る人中に親らしきが子に云ふと『お父さん大人はあぶなかないのね』と小さな子が答へたのに、側の巡査がハツヽと苦笑したのは、少し前の事であつたので私の頭には殘つて居る車窓から覗いて居た人は、一番私の心を動かした人は、小學敎師岡部さんの細君で、其次には私が見送るべき女敎師の大和嘉津子さんとして置かう、

岡部さんは龍山小學校の副校長をして居たが、今度驪州と云ふ水原驛から十五六里も片田舍に轉付せられて了つたのである、慣いても仕方がない、寒い所であるから妻子を伴なう事は出來ない、一旦思切つて妻子を九州の鄕里に歸す事に決したのである。

今しも細君と愛兒三人を、南大門驛から汽車に乘せて、次の驛に下車すべき夫の岡部鐵也の意中は察するにあまりがある、

男の胸には妻子が釜山から、玄海灘を汽船で運ばれる樣が寫るかも知れない、そして鄕里に歸つて三人の子供を育てゝ居る、妻の苦勞を思ふて居るであらう……

女の胸には夫が水原驛から、馬の背でほく\/と行くを描がいたであらう

噫向後幾年かを不自由に下宿屋住ひに暮さるゝ事よと、氣の毒に思ひなしたであらう、

私は敎師の天職は忽りしたものかと同情に攜ねられなかつた、

車窓に倚つて見送る私等に、終りの挨拶をしやうと、岡部先生の細君が、眼にあまる程の情を含んで、無言に汽車の出るのを待つものゝやうであつた先生の方は顔を見せなかつた、大概二人の兒を引受けて居たものか、それにしても沈痛さが一層烈げしいやうに、私には感せられた、

大和嘉津子さんの事を些云つて見る私が今も居る家の主人の姪である、主人の紹介で岡部先生が龍山小學の敎師としたのである、滿一年と七ヶ月許り勤めたのである、今度止むを得ず辭職して、東京に歸るのである、世話になつた岡部先生の細君と、一緒に今此所を去るのである、

彼女敎師は私が初めて去年の夏、此京城に來た時、南大門驛に出迎へて吳れた中の一人である、

主人と共に西大門驛の官舍に、入浴して凉を取り旅の勞れを休めて居た時土產物の包を紐解いて、鉋丁で切る事を、女敎師に、主人が賴んだ事があつた、女敎師は見識が下る仕事と拒ねて居たので、私が總て臺所役を今宵から勤めた、

今度意を得ずして職を止めて、國へ歸る彼敎師に、心ばかりの、餞別として朝鮮風俗人形を送つた、

●名物『火事の卵』

二十二日午後一時七分米倉町五十六番戶安村竹助方の勝手元より發火したるが來合せ居たる漢城衞生會の人夫白雲明外二名が駈けつけ揉み消したれば大事に至らず一時十五分鎭火したり原因は同家の妻女が正午に煮物をしたる際板囲外に火が付いてゐたのを知らずに外出したる後に火が付いてツレよう燃がね擴りたるなりと▲二十二日午後五時五十分永樂町一丁目三十五番戶の李完用邸內和田八千穗氏居宅の溫突より出火したるが銅峴分署の消防係眞先きに駈け付け消火に力めたれば同六時二十五分鎭火するを得たるが原因は同日午後五時頃下女の柳澤スイ(二三)が溫突に薪を焚き居たる際傍らに繫ぎ置きたる飼犬が吠ね立てるので恐ろしがつて逃げ出したる後積み置きたる薪に燃ね移り無殘にも犬を燒き殺ろしたり損害は十圓ばかり程

●嗚呼官吏の跋扈

▽罪無の少年を擲る

去二十一日の午後三時頃とか仁川稅關監視江島某が罪無の少年を無殘にも監視課官房へ引張り込んで打擲し面部に打撲傷を負はしめし始事ありとて傍見したる○○商店の店員某が慨然として語る處を聞くに被害者は仁川本町四丁目北島藥店の店員野坂健次と云ふ十五六才の小僧が監視課の前を通り蒐ると見るや江島某は官房から飛出して野坂を引捕へ有無をも云はず官房へ引摺込み打擲したるなりと云ふ原因は昨年七月頃北島藥店にて江島某に寫眞臺紙を賣りたるより其後野坂が懸取りに行く都度江島は言を左右に托して支拂はざるも野阪は根氣よく督促せしより昨年大晦日に勘定濟みたるも江島は斯る小僧位に五月蠅く催促され他人に恥を播かされしとて意志返しに擲ぐりたりと云ふが尙江島某は元軍曹上りだとかにて最も他人を擲るに妙を得たる者と見へ昨年も宮町の福屋の主人を擲つて表沙汰に成り已に罷免さる可きで有たとか云ふ果して眞か焉呼官吏の跋扈

●父母の居宅に放火

▽無法者の標本

京畿道金浦郡高陽臺面新洞三統六戶鄭春根(二四)は去四日午後六時頃日常親子の折合惡しき爲め同洞一統九戶に別居し居る父母を訪ひ母張鳳姬と喧嘩口論の末同家軒下に推積しありたる柴草に放火し溫突一間燒失せしめたるにより金浦警察署に捕へられ二十一日京城地方裁判所仁川支部にて懲役五年に

●支那人の賭博　二十二日夜十一時二十分頃南部小公洞の支那料理店にて中華民國人旭町一支那料理店干中池(二〇)南山町三巴城館屋人孫園恩(二四)南部小公洞大工江日中(二九)同石工王道仁(二六)同鍛冶職張克勤(二七)同石工王學之(二八)同豆商李玉文(三四)同豆商李培與(四七)同無職王子門(二〇)旭町一支那料理店干登班(二二)西小門通大工干作城(二八)明治町一製靴職王沈東(三三)南部小公洞合昌號鐵工鍾樹貴(二三)の十三名が何づれも一杯機嫌で賭博開帳中南部署の手に押へられ塲錢タッタ九十三錢五厘と骨牌三十二枚骨子二個を證據物件として押收身柄を本署に引致取調中

●出前持ちの發狂　大分縣人當時住所不定の安立鐵男(二三)は先頃まで本町一丁目天金の出前持に雇はれ居るうち少しく精神に異狀を呈し本町一丁目石川醫院にて施療を受け居たるが十日ばかり前天金を暇取り南山町の藪に雇はれたるも時々變なことを口走るので薄氣味惡がられ二十二日解雇されたる者なるが二十三日午前一時頃中の新地なる福樓に登樓し一圓二十錢程の飲食を爲したれば勘定を請求するど何だか譯の分らぬことを述べ立てるので三坂派出所に訴へ出でたるがキ印らしいので本署に同行保護中

●中華民國人の喧嘩　山東省榮城縣尹格庄當時南部小公洞義和館內王榮亭(二四)同上華樓方王本全(三六)同上戰李三(三〇)の三名は二十二日午後八時頃長谷川町一丁目路上にて同國人王國珠王公仁の兩名に喧嘩を吹つ掛け毆打して南部署に

●衣兜の內の十七圓　京城西大門外鐵道官舍第五十六號渡邊方寓福田才三郞は二月廿一日自宅に於て洋服の衣兜に現金拾七圓入れ置きしに財布の儘窃取され居る事翌朝判明し其旨西大門分署に屆出づ

●材木泥棒　龍山面孔德里居住の林相俊は二十一日同地末廣町二丁目なる京城古市町二丁目材木商堀內茂吉の材木置場より松丸太を窃取したるを茂吉に見付けられ此程龍山署へ告訴せらる

●十二圓で三ヶ月　原籍愛媛縣西宇和郡三机村生當時仁川本町一丁目花屋旅館止宿水本和三郞(二九)は大連に居住中詐欺取財の廉を以て取押られ二十二日京城地方裁判所仁川支部にて懲役三ヶ月に處せらる

●放尿代金五十錢　舊龍山榮町三十番戶鼎職村上福松(三六)は二十二日午後八時同地榮町通りに於て放尿したるを龍山署の井上巡査に認められ科料金五十錢に

●仁川の行路病者　原籍岡山縣久米郡福邊村生當時仁川寺町二丁目二十三番地渡邊桂次郞方止宿石工田淵信次郞(三八)は二十三日行路病者として仁川避病院に收容さる

●類々たる靴の盜難　京城西部盤松坊尾洞九十一統九戶祭容默は自宅土間に於て二月廿一日後六時頃洋短靴一足價格五圓を窃取され西大門分署に屆出づ

●演藝だより

▲浪花館　東操の新講談にて好人氣と▲壽座　中村かしく一座二十四日の代狂言は『關口武勇傳』切『佐倉宗五郞』

浮世風呂（投書歡迎）

▲兼て淸月樓へ御日參の○○君は牛を馬に乘替て近頃は京城樓の江戶ッ兒二枚の小勇の許へ通ひで江戶ッ兒同士の噂かし(羨み生)▲淸月樓のばたん君は流石吉原で磨き上げた丈あつて凄い者なり同樓にては同人を博士と呼んで木曜火曜の檢査日には必ず下檢査をさせて居る年期が滿けたら病院の助手に採用される相た(金棒曳生)▲井門支店の濵枝は眼鏡の君より便が無いとて太息を吐いて居るが心配が過ぎて身を痛めると彼の君に濟まないよ(子雀)

平民文庫

▲龍山印刷局の何とやら云ふ事務官の姓と大差ない技手は四年も前に借りた部下の金を拂はず○川と云ふ役人はコンミッション取り大に熟練夫れを知らざる高木事務官は明盲目だイヤ何か消息があるんぢやないか兎に角同局に出入の商人も他官衙同樣泣かされて居る(二人)▲永樂町牛鍋屋のお爺さん近頃急に謹精勵だと思つたら毎朝人に先んじて役所の新聞を只讀みする爲めさはなあーんの事だ(家賊金棒引)▲貴紙昨日の論說『繁文褥禮の打破』は實に時弊に中つた卓說だ現に或る高慢な小世界の如きは吾輩が見てさへ三人は優に減員が出來る只某妻君と特別の仲善しと云ふのみで制服迄着せて不相應の高祿を與へ置くが如きは上官の宜しく三省すべき處でかゝる寄生蟲の飼養料を負擔する百姓こそ可い面の皮だ(無能甚內)▲去る有力な筋と黑幕の在るのも御存じなしに無法な威壓を試みて却て大手を燒いた人が居る由來氣鋭の若輩に舊式の戰法は油に炬火を投ぐる樣なものさ(傍觀老生)▲田中守平は大連に落ちて大に法螺を吹いてるが思はしく

ない相だ貴紙の照魔鏡に照されてはモウ駄目だ(歎され生)▲天象子の性相と運命の觀識每日出して下さい而して官民の知名の士のも願ひますよ(待遠生)▲何分先生が忙がしいので可成每日載せます官民知名の士をその御注文追々實現させます(其係)▲京城日報で名物女から名物女のヒヨットコおやないとヨツコにもならない卵まで書いて居られる誠に面白いが貴社では『名代の名物』として『女』を除いて他の名物をたれた斗りの麒麟兒や多人數立會の上合掲せ下さい但し卵はお斷り(總代)▲產衾の式を擧げると云ふ大膽なのもある世の中なり『お望に應じて名代の名物』掲せやしよう(係)▲小僧君此頃振はんのは廢うしたのか(閑度生)▲實は東拓の馬鹿加減に呆れ返つて此始末、推量して吳れ瘦せちやつた▲東拓の馬鹿さ加減と云へば京日の一言子の仰云る事に曰く『會社も準備時代が畢へたら大に事業の發展を開始し誹謗者をして啞然たらしむる樣に行つて貰ひたいものだ』と左りとは迂濶で被爲入る事哉と申したい▲聞し召せ君會社は既に準備を終へて不生產なる社宅建設に莫大なる資金を投下して君の所謂誹謗者を啞然たらしめて居るのだよ▲此上發展されて喜ぶものはマア新樂祝の只酒に食ひ醉つて太平樂を唄のを樂みにしてる宴會ゴロ位の者だらう(小僧)

제895호 1912. 2. 24.